

平成 23 年度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査結果 概要

平成 23 年度地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査

環境配慮契約を推進するため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）が制定され、国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最善の環境性能を有する製品やサービスを提供する者と契約する仕組みを創出することにより、温室効果ガス等の排出削減、更には持続可能な社会の構築を目指すものである。公共部門の買い支えにより、環境配慮型市場への転換が期待できることから、公共機関自身が業務における環境負荷の低減に向け、率先して取り組む意義は大きい。そのため、地域経済活動の主体的立場である地方公共団体においても環境配慮契約を一層拡大していくことが求められている。

本調査は、地方公共団体の環境配慮契約の実施状況を調査し、今後の環境配慮契約の普及策検討の基礎資料とすることを目的として実施したものである。

<調査概要>

（1）調査対象と調査方法

- 調査対象：全国 1,793 地方公共団体
(47 都道府県、19 政令市、790 区市、937 町村：平成 23 年 9 月 1 日現在)
- 調査票の送付先：地方公共団体の環境担当部局または調達担当部局
- 調査時期：平成 23 年 9 月～平成 23 年 12 月
- 調査方法：各調査対象組織に調査票を送付し、紙の調査票の場合は郵送で返送、インターネットより入手した電子調査票の場合は電子メールにより返送することで回答を回収した（一部、FAX での回答も含む）。

（2）設問

本調査の設問は、主に以下 5 つの内容で構成し、このうち③各契約類型の契約状況・取組体制、④契約実績、⑤環境配慮契約の課題については、環境配慮契約の 5 分野（電気、自動車、船舶、ESCO、建築物）別に設問を設けた。また、契約実績においては平成 20 年度から平成 22 年度にかけての過去 3 年間にわたる実績を調査した（船舶は過去 1 年間）。

- ① 環境配慮契約法の理解度
- ② 契約方針の策定・公表状況
- ③ 各類型の契約状況・取組体制
- ④ 各類型の契約実績
- ⑤ 各類型における環境配慮契約の課題

(3) 回答の概要

アンケート全体の回答率は71.4%であり、昨年度調査と比較して5.3%減となった。これは東日本大震災等の影響により回答できなかったことが要因の一つとして考えられる。本調査では、上記の理由で回答が困難と申し出のあった4市町村については、集計対象から外し、取りまとめた。

団体の分類	発送数	回答数	回答率(%)	震災等の影響により回答できなかった地方公共団体
都道府県・政令指定都市	66	66	100.0	0
区市	790	637	80.6	1
町村	937	578	61.7	3
合計	1,793	1,281	71.4	4
(昨年度結果)	1,797	1,378	76.7	0

※政令指定都市については、平成23年9月時点の19都市で集計。

<主な調査結果>

○ 環境配慮契約法の理解度

表 1-1 及び図 1-1 より、平成 23 年度において、「環境配慮契約法を理解している」と回答した地方公共団体は、全体で 28.4%（364 団体）であった。

団体の分類別では、都道府県・政令市は 86.4%が「理解している」と回答している。一方、区市及び町村の理解度は、それぞれ 35.0%、14.5%に留まっており、区市・町村における理解度は低い状況にある。

今年度のアンケート回答者が昨年度と異なることが、環境配慮契約法の理解度を

低下させる要因の一つと考えられることから、理解度の回答に対して、今年度の回答者が昨年度と同一者かどうかを比較調査した。図 1-2 より、「聞いたことはあるが、内容については理解できていない」或いは、「聞いたことがない」と回答した団体の中で、前年度と回答者が異なる団体の割合はそれぞれ 56.3%、79.3%であり、前年度と回答者が同じ団体の割合よりも高かった。このことよりアンケート回答者が異なることが、環境配慮契約の理解度を低下させる一つの要因として考えられる。

表 1-1. 環境配慮契約法の理解度

団体の分類	件数	内容を理解している	理解できていないが、内容はいつかは聞いてみる	聞いたことがない	無回答
全体	1281	364 28.4	740 57.8	168 13.1	9 0.7
都道府県・政令市	66	57 86.4	9 13.6	-	-
区市	637	223 35.0	356 55.9	54 8.5	4 0.6
町村	578	84 14.5	375 64.9	114 19.7	5 0.9

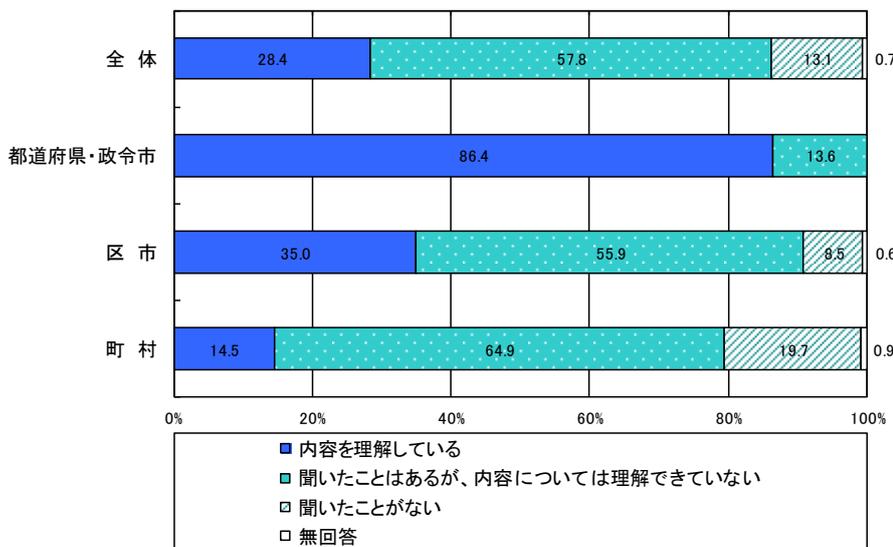


図 1-1. 環境配慮契約の理解度

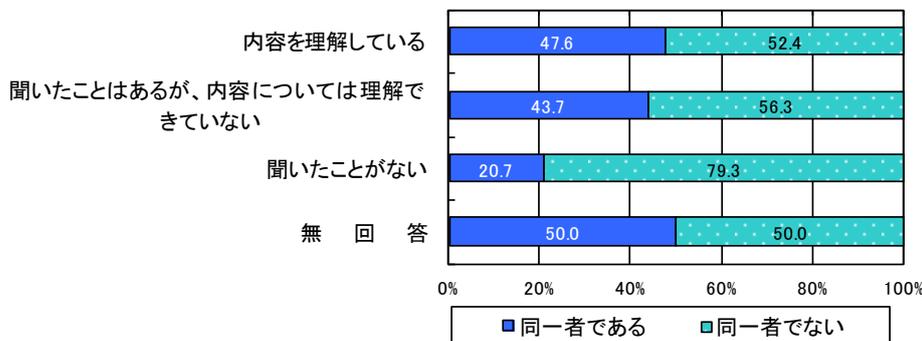


図 1-2. 昨年度の契約法アンケートの回答者変更の有無

○ 契約方針の策定状況

表1-2及び図1-3より、平成23年度において「契約方針を策定している」と回答した地方公共団体の割合は、全体の7.0%であった。都道府県・政令市では、「策定済み」が28.8%であり、「今後策定予定」または「策定予定はないが、今後策定したい」と回答した団体が39.4%であり、今後の策定に向けて意欲を見せている。一方、区市・町村では、「取り組む予定はない」と回答した団体が、区市73.8%、町村73.9%となった。

また、環境配慮契約法基本方針説明会に参加した団体と参加しなかった団体で、契約方針の策定状況に差異があるかどうかを比較調査した。図1-4より、「策定済み」と回答した中で、「説明会に参加したことがある」と回答した団体は全体の22.5%であり、「説明会に参加したことがある」と回答した上で、「具体的な策定予定はないが、今後策定したい」、「現時点では、環境配慮契約に取り組む予定なし」と回答した団体の17.4%や10.1%と比べて割合は高かった。このことより説明会の参加が契約方針の策定につながる一つの要因として考えられる。

表 1-2. 契約方針の策定状況

団体の分類	件数	策定済み	現時点では未策定だが、今後策定予定	具体的な策定予定はないが、今後策定したい	現時点では、環境配慮契約に取り組む予定なし	無回答
全体	1281	90	10	251	918	12
	100.0	7.0	0.8	19.6	71.7	0.9
都道府県・政令市	66	19	1	25	21	-
	100.0	28.8	1.5	37.9	31.8	-
区市	637	52	6	106	470	3
	100.0	8.2	0.9	16.6	73.8	0.5
町村	578	19	3	120	427	9
	100.0	3.3	0.5	20.8	73.9	1.6

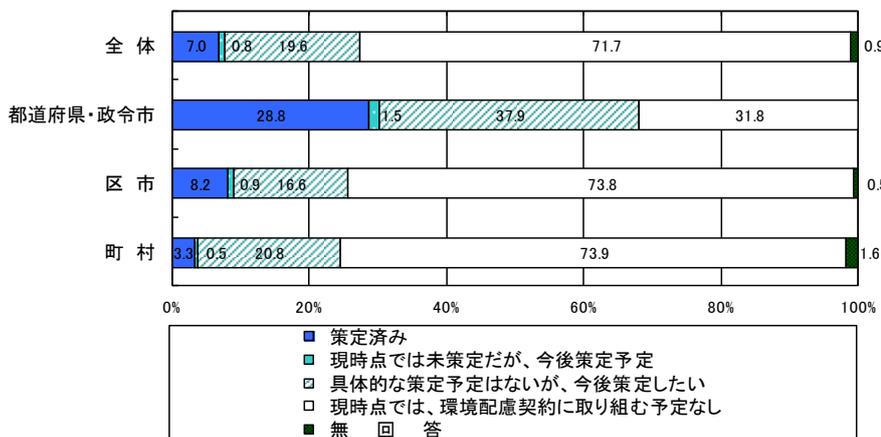


図 1-3. 契約方針の策定状況

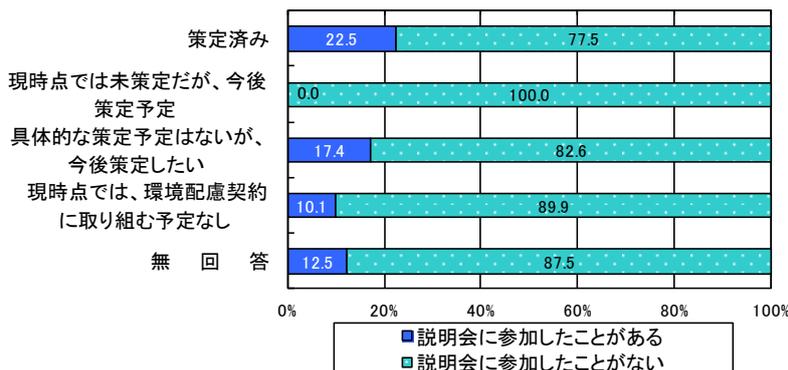


図 1-4. 説明会の参加経験の有無と契約方針の策定状況

○ 電気の供給を受ける契約の状況

表2-1及び図2-1より、平成23年度の電気の供給を受ける契約において、「国の推奨する裾切り方式および評価項目を採用している」と回答した地方公共団体は、全体の1.9%であり、「国の推奨する裾切り方式にグリーン電力証書の調達義務を入札条件に追加している」と回答した0.5%、「独自の評価項目・基準を設定している」と回答した1.8%（裾切り方式1.6%、総合評価落札方式0.2%）とあわせて、環境配慮契約に取り組んでいる団体は全体の4.2%（53団体）であった。一方、「随意契約を実施している」と回答した団体は、全体の70.2%となっている。

また、図2-2より電気の供給を受ける契約に占める環境配慮契約の割合（契約件数）は、全体の0.8%に留まり、都道府県・政令市では2.3%、区市は0.1%、町村は2.5%となっている。区市や町村では昨年度とほぼ同様の傾向を示したが、都道府県・政令市では昨年度の7.7%から今年度の2.3%と大きく低下している。

表 2-1. 電気の供給を受ける契約の状況

団体の分類	件数	を方国札証方国 採式の推 用お推 よ奨 びす 評る 価裾 切 目り							
全 体	1281	24	6	21	2	899	239	90	
	100.0	1.9	0.5	1.6	0.2	70.2	18.7	7.0	
都道府県・政令市	66	10	2	10	1	24	19	-	
	100.0	15.2	3.0	15.2	1.5	36.4	28.8	-	
区 市	637	8	4	10	-	477	100	38	
	100.0	1.3	0.6	1.6	-	74.9	15.7	6.0	
町 村	578	6	-	1	1	398	120	52	
	100.0	1.0	-	0.2	0.2	68.9	20.8	9.0	

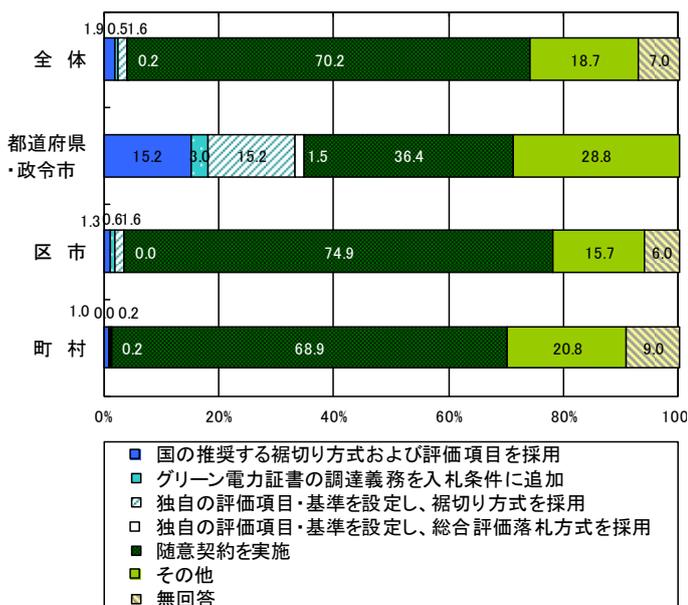


図 2-1. 電気の供給を受ける契約の状況

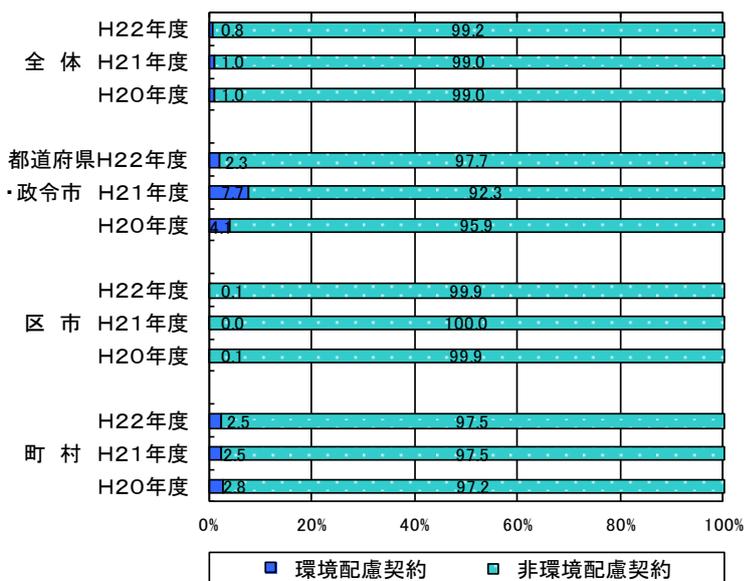


図 2-2. 電気の供給を受ける契約に占める環境配慮契約の割合（実績） [契約件数]

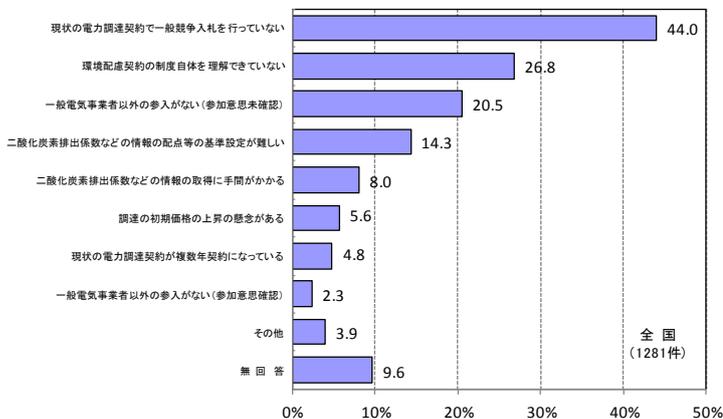
○ 電気の供給を受ける契約における課題

図2-3より、電気の環境配慮契約に取り組む上での課題の中で、「電気会社が1社のため導入が難しい」という回答を除いて最も多かった回答は、「現状の電力調達契約で一般競争入札を行っていない」が全体で44.0%であり、次いで多かった回答は、「環境配慮契約の制度自体理解できていない」26.8%であった。

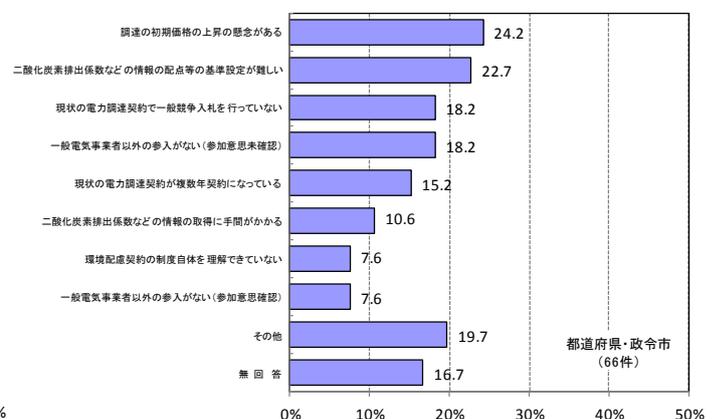
また、都道府県・政令市では、「調達の初期価格の上昇の懸念がある」が24.2%と最も多く、次いで「二酸化炭素排出係数などの評価項目、配点等の基準設定が難しい」が22.7%であった。区市および町村では、「現状の電力調達契約で一般競争入札を行っていない」という回答割合が最も高かった。

このことから、電気の環境配慮契約が進まない要因の一つとして、競争入札に参加できる事業者が少ないことがあげられる。また、「環境配慮契約の制度自体を理解できていない」と回答する地方公共団体が全体の26.8%であることから、環境配慮契約の制度の理解を促すための情報提供やセミナー、研修会の開催などを通じて、地方公共団体の理解を深める施策が必要と考えられる。

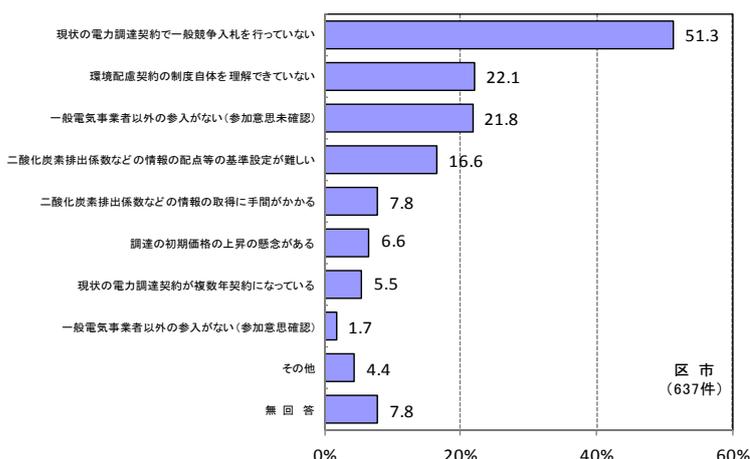
全体



都道府県・政令市



区市



町村

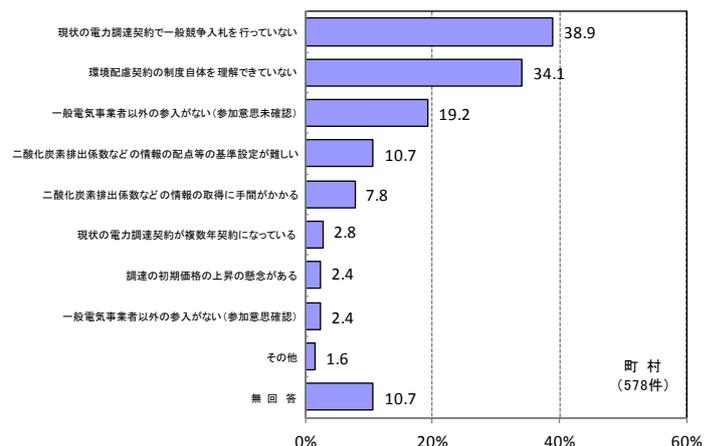


図 2-3. 電気の供給を受ける契約における課題（複数回答）

○ 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の状況

表 3-1 及び図 3-1 より、平成 23 年度の自動車の購入及び賃貸借に係る契約において、「国の推奨する総合評価落札方式を採用している」と回答した地方公共団体は、全体の 1.0%であり、「独自の評価項目・基準を設定し、総合評価落札方式を採用している」1.3%、「独自の評価項目・基準を設定し、最低価格落札方式を採用している」29.0%、「グリーン購入法の調達方針で判断基準を定め、最低価格落札方式を採用している」27.6%、「賃貸借の場合、保守業務等の環境性能を評価している」3.1%となった。

都道府県・政令市や区市では「グリーン購入法調達方針で判断基準を定め、最低価格落札方式を採用している」という回答が最も多く、町村では「独自の評価項目や基準を設定し、最低価格落札方式を採用している」が多かった。地方公共団体の規模によっても契約状況に違いがあることがわかる。

また、図 3-2 より、自動車の購入及び賃貸借に係る契約に占める環境配慮契約の割合（調達台数）は、都道府県・政令市において平成 21 年度の 5.3%から平成 22 年度の 16.3%へと大きく伸びている。

表 3-1. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の状況（複数回答）

団体の分類	件数	国の推奨する総合評価落札方式を採用	独自の評価項目・基準を設定し、総合評価落札方式を採用	独自の評価項目・基準を設定し、最低価格落札方式を採用	グリーン購入法の調達方針で判断基準を定め、最低価格落札方式を採用	業務賃貸借の場合、保守業務等の環境性能を評価	その他	無回答
全体	1281	1.0	1.3	29.0	27.6	3.1	423	96
都道府県・政令市	66	1.0	4.5	-	75.8	2	11	2
区市	637	0.3	0.5	26.8	34.7	1.9	204	33
町村	578	1.4	2.4	33.6	14.2	4.5	208	61

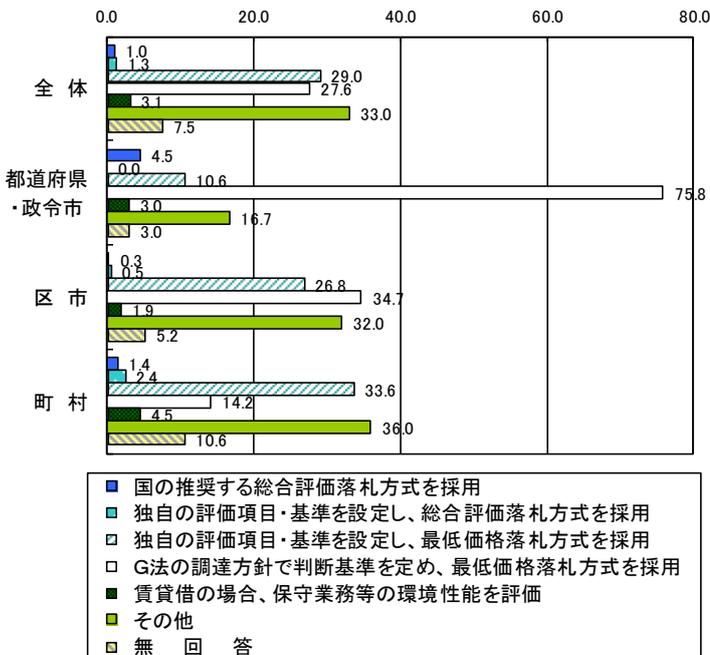


図 3-1. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の状況

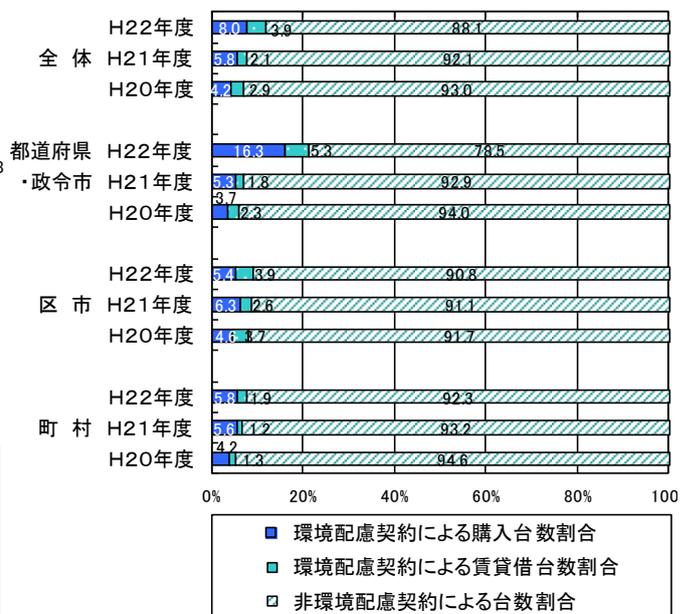


図 3-2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約に占める環境配慮契約（実績）の割合[調達台数]

○ 自動車の購入及び賃貸借に係る契約における課題

図 3-3 より、自動車の環境配慮契約に取り組む上での課題は、「年間に調達する自動車の台数が少ないため、取り組む必要性が乏しい」と回答した地方公共団体が、全体の 46.9%と最も多く、次いで「環境配慮契約の制度自体が理解できていない」が 29.4%であった。

都道府県・政令市では、「グリーン購入の取組を実施しているため、必要性がない」という回答が 45.5%と最も多く、次いで「調達の初期価格の上昇の懸念がある」が 24.2%であった。区市や町村では、「年間に調達する自動車の台数が少ないため、取り組む必要性が乏しい」が最も多く、次いで「環境配慮契約の制度自体が理解できていない」という回答が多かった。

このことから、自動車の環境配慮契約が進まない要因の一つとして、自動車の契約機会が少ないことがあげられ、取組の重要性の認識を低下させることが伺える。また、自動車の購入や賃貸借において、グリーン購入法に基づいた調達と、環境配慮契約法に基づいた契約の相違点が理解されていないことも、取組を阻害している可能性がある。よって、環境配慮契約法パンフレットの定期発行や、具体的な事例を紹介するセミナー開催、研修会の開催等を通じて、環境配慮契約の制度やライフサイクルコストを考慮した調達における意義の理解を促進させていくことが重要と考えられる。

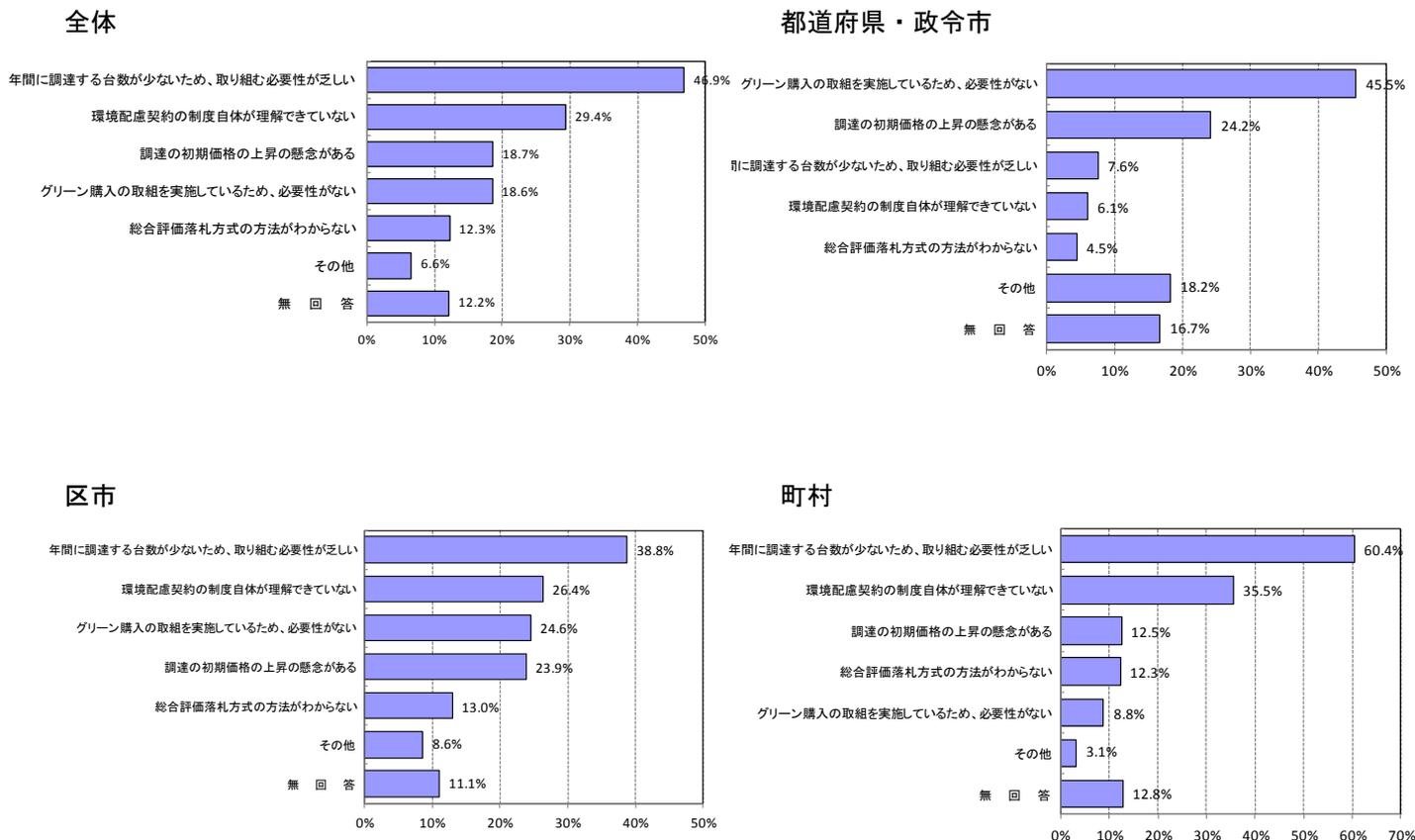


図 3-3. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約における課題（複数回答）

○ 船舶の設計発注に係る契約の状況

船舶の設計発注に係る契約において、平成 23 年度に「船舶の設計発注や小型船舶の調達をすることがある」と回答した地方公共団体は、全体の 6.7%（86 団体）であった。

表 4-1 及び図 4-1 より、この 86 団体の船舶の設計発注に係る契約状況において、「国の推奨する環境配慮型船舶プロポーザル方式を採用している」と回答した団体は無かった。「独自の評価項目を設定してプロポーザル方式を採用している」と回答した 3.5%と、「独自の評価項目を設定して総合評価落札方式を採用している」の 3.5%をあわせて、環境配慮契約に取り組んでいる地方公共団体は全体で 7.0%であった。一方、「環境配慮契約に取り組む予定はない」と回答した団体は全体の 50.0%であった。

また図 4-2 より、船舶の設計発注に係る契約に占める環境配慮契約の占める割合（設計契約）は、全体で 16.7%であり、都道府県・政令市の 25.0%（県 1 件のみ）が取組を進めている。区市では環境配慮契約の取組が確認できず、町村では船舶の契約実績が確認できなかった。

表 4-1. 船舶の設計発注に係る契約の状況

団体の分類	件数	国の推奨する環境配慮型船舶プロポーザル方式を採用している	独自の評価項目を設定してプロポーザル方式を採用している	独自の評価項目を設定して総合評価落札方式を採用している	環境配慮契約に取り組んでいるが、取り組む予定はない	環境配慮契約に取り組む予定はない	その他	無回答
全体	86	0	3	3	9	43	25	3
都道府県・政令市	37	0	2	1	2	16	15	1
区市	34	0	1	1	2	21	8	1
町村	15	0	0	1	5	6	2	1
	100.0	-	3.5	3.5	10.5	50.0	29.1	3.5
	100.0	-	5.4	2.7	5.4	43.2	40.5	2.7
	100.0	-	2.9	2.9	5.9	61.8	23.5	2.9
	100.0	-	-	6.7	33.3	40.0	13.3	6.7

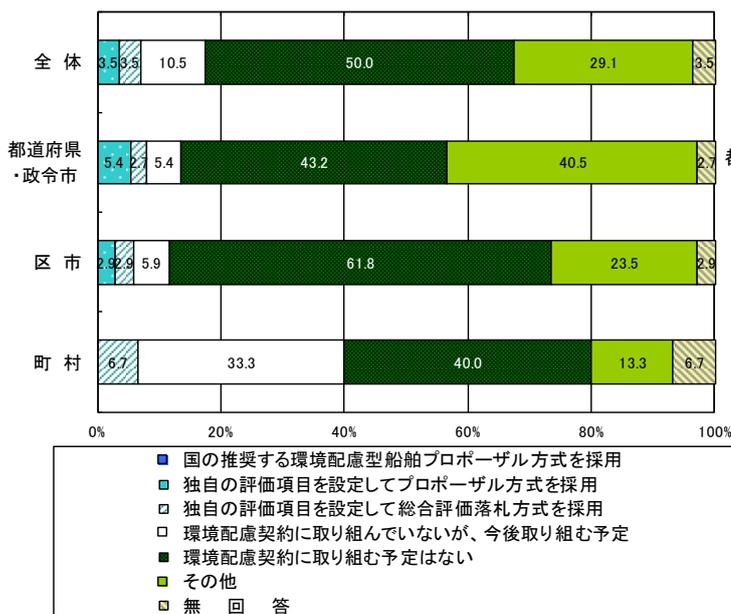


図 4-1. 船舶の設計発注に係る契約の状況

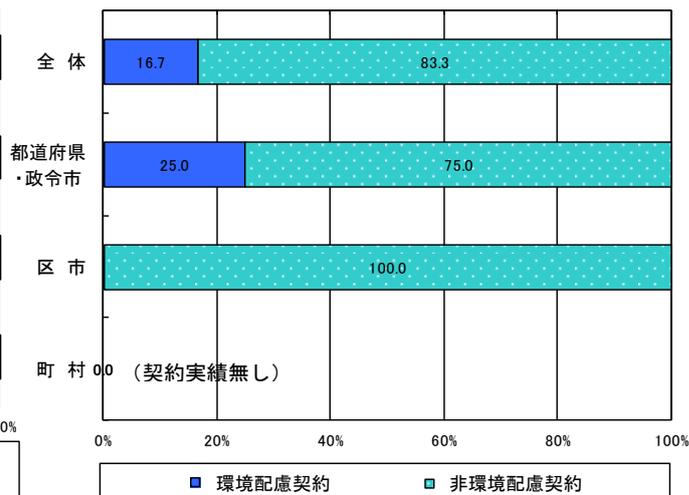


図 4-2. 船舶の設計発注に係る契約に占める環境配慮契約（実績）の割合 [契約数]

○ 小型船舶の調達に係る契約の状況

小型船舶の調達に係る契約においても、「船舶の設計発注や小型船舶の調達をすることがある」と回答した 86 の地方公共団体について契約状況を以下にまとめた。

表 4-2 及び図 4-3 より、この 86 団体の小型船舶の調達に係る契約状況について、「国の推奨する裾切り方式を採用している」の 1.2%と、「独自の評価項目を設定して裾切り方式を採用している」の 4.7%をあわせて、環境配慮契約に取り組んでいる地方公共団体は全体で 5.9%であった。一方、「環境配慮契約に基づいて、取り組む予定はない」と回答した団体は全体の 53.5%となっている。

また図 4-4 より、小型船舶の調達に係る契約に占める環境配慮契約（実績）の割合（調達隻数）は、全体の 1.2%であり、区市の 1.4%（市 1 件のみ）が取組を進めている。一方、都道府県・政令市では環境配慮契約の取組が確認できず、町村では小型船舶の契約実績が確認できなかった。

表 4-2. 小型船舶の調達に係る契約の状況

団体の分類	件数	国の推奨する裾切り方式を採用している	独自の評価項目を設定して裾切り方式を採用している	環境配慮契約に基づいて、今後取り組む予定	環境配慮契約に基づいて、取り組む予定はない	その他	無回答
全体	86	1.2	4.7	8.9	53.5	19.8	11.6
都道府県・政令市	37	-	2.7	1.8	48.6	12.4	10.8
区市	34	1.2	2.9	2.3	67.6	4.4	8.8
町村	15	-	1.3	5.3	33.3	1.3	3.7

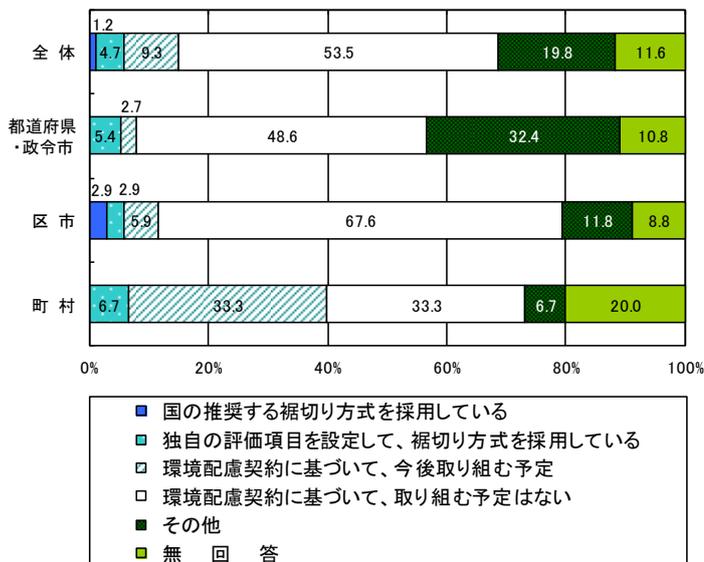


図 4-3. 小型船舶の調達に係る契約の状況

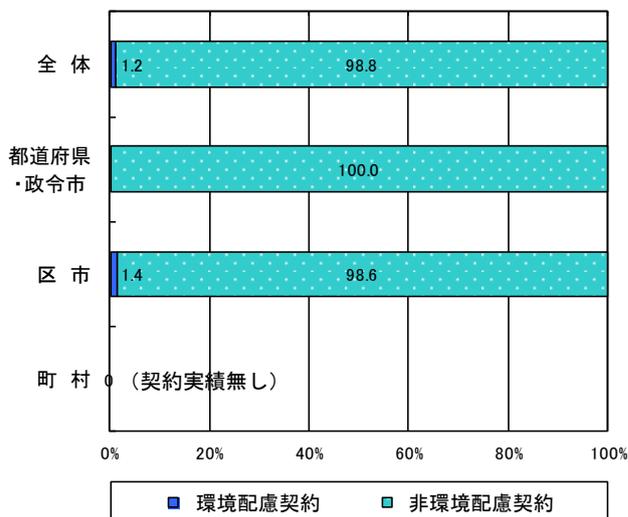


図 4-4. 小型船舶の調達に係る契約に占める環境配慮契約（実績）の割合 [調達隻数]

○ 船舶の調達に係る契約における課題

図 4-5 より、船舶の調達に係る契約に取り組む上での課題は、「年間に調達する隻数が少ないため、取り組む必要性が乏しい」という回答が全体で 22.0%と最も多く、次に「調達の初期価格の上昇の懸念がある」という回答が 2.2%となった。

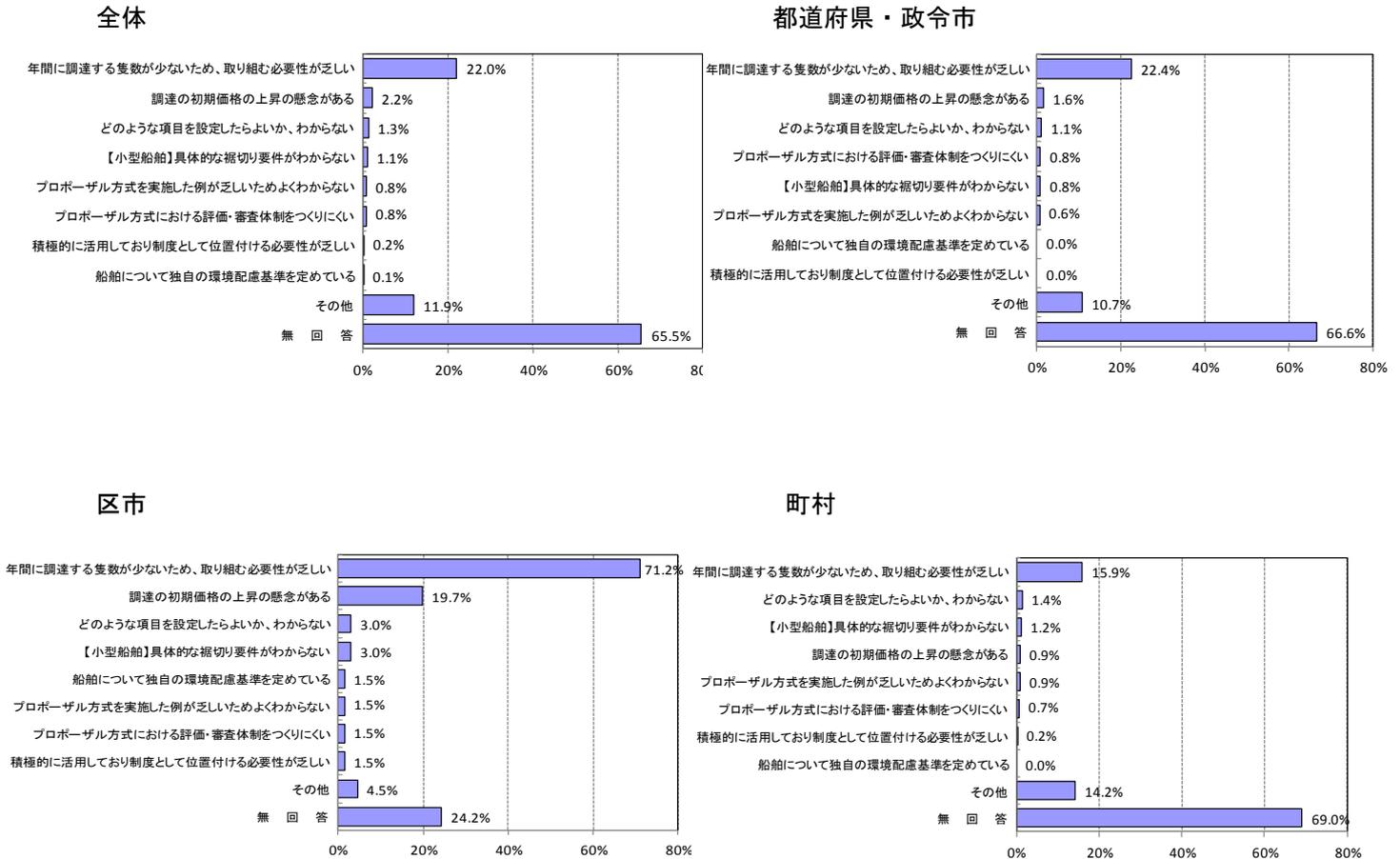


図 4-5. 船舶の調達に係る契約における課題（複数回答）

○ 省エネルギー改修事業に係る契約の状況

省エネルギー改修事業に係る契約において、「平成 20 年度から平成 22 年度にかけて ESCO 事業（フイービリティ・スタディを含む）を実施した実績がある」と回答した地方公共団体は、全体の 4.5%（58 団体）であった。

表 5-1 及び図 5-1 より、この 58 団体についての契約状況の内訳は、「プロポーザル方式」が 39.7%、「総合評価落札方式」13.8%、「省エネに係る工事を実施」8.6%であった。また、図 5-1 より、平成 22 年度の契約状況は、平成 21 年度と比較して、「プロポーザル方式」が全体で 4.5%増加、「総合評価落札方式」は 2.7%増加している。この増加傾向は、各地方公共団体において地球温暖化防止に向けた取組が加速しており、温室効果ガスの削減目標を達成するための取組の一つとして、ESCO 事業が見直されていることが推測できる。

「平成 20 年度から平成 22 年度までに ESCO 事業を実施したが実績がない」と回答した 1,188 の地方公共団体について、ESCO 事業を実施しない理由を図 5-2 にまとめた。主な理由は、「該当する建物はあるが、何も実施していない」との回答が 41.0%と最も多く、次いで「過去に実施したが対象期間中に該当する建物がなかったから」が 7.7%、「簡易 ESCO 診断を実施した結果、実施に至らなかった」という回答が 4.8%となった

表 5-1. ESCO 事業の契約状況（平成 22 年度）

団体の分類	件数	プロポーザル方式	総合評価落札方式	実省エネに係る工事を実施	その他
全体	58	23	8	5	22
	100.0	39.7	13.8	8.6	37.9
都道府県・政令市	23	18	1	0	4
	100.0	78.3	4.3	0.0	17.4
区市	23	4	2	2	15
	100.0	17.4	8.7	8.7	65.2
町村	12	1	5	3	3
	100.0	8.3	41.7	25.0	25.0

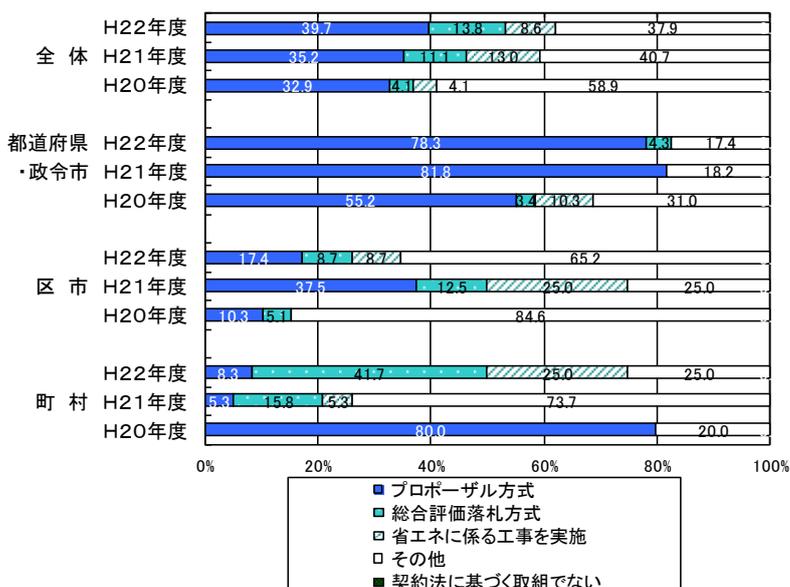


図 5-1. ESCO 事業の契約状況

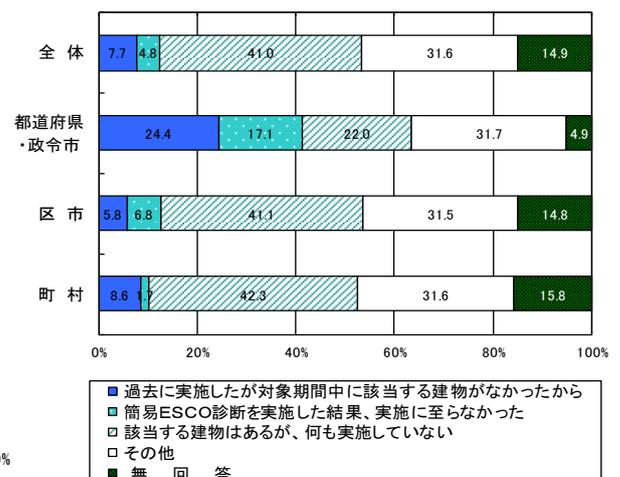


図 5-2. 平成 20 年度から平成 22 年度までに ESCO 事業を実施しなかった理由 (1,188 団体)

○ 省エネルギー改修事業に係る契約における課題

図 5-3 より、省エネルギー改修事業に係る契約に取り組む上での課題は、「環境配慮契約の制度自体が理解できていない」という回答が全体で 44.6%と多く、「プロポーザル方式や総合評価落札方式の方法がわからない」は 21.2%、「その他」の回答は 14.9%であった。

より一層の普及を図るため、省エネルギー改修事業の解説や各種契約方式の説明、導入による効果などを示した説明会の開催などを通じて、地方公共団体の理解を深める施策が必要と考えられる。

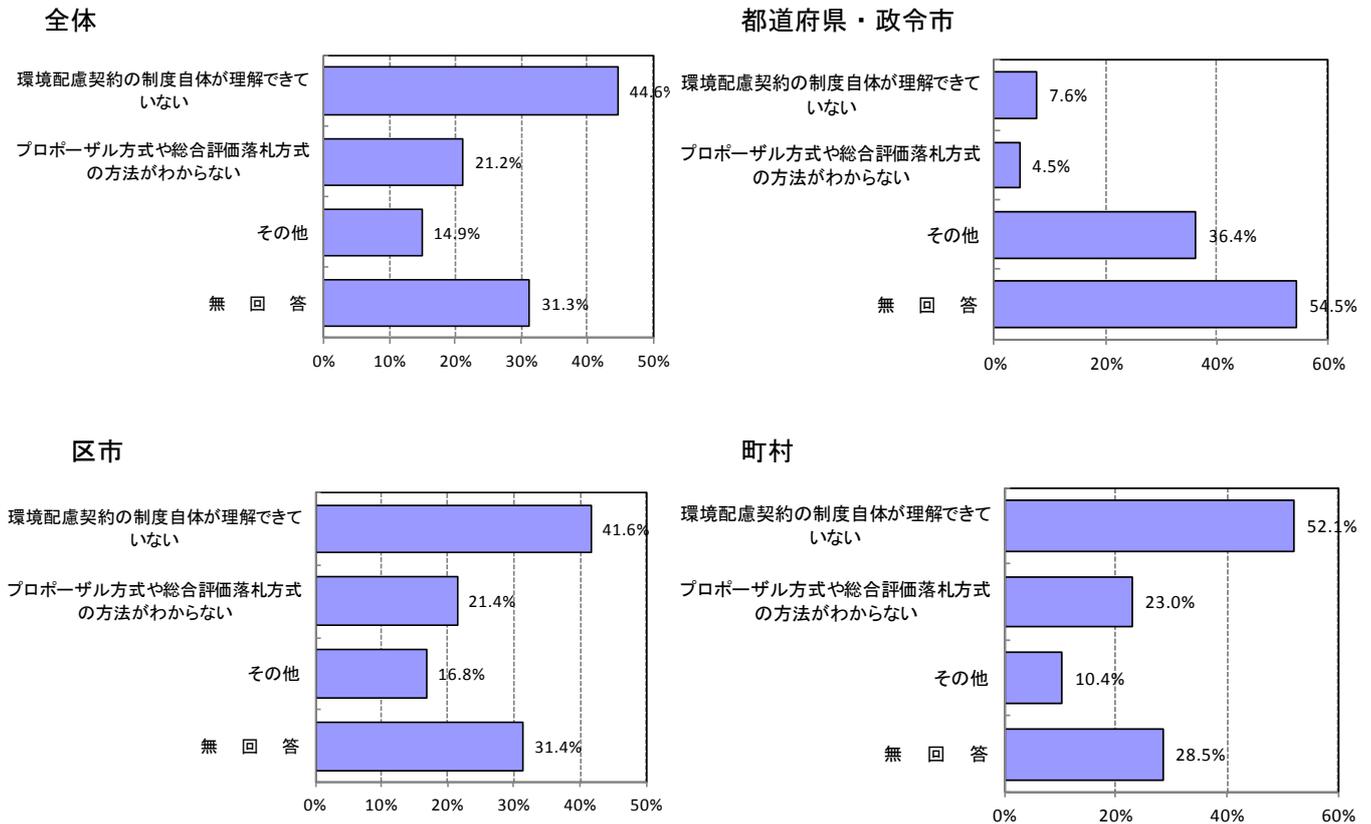


図 5-3. 省エネルギー改修事業に係る契約における課題（複数回答）

○ 建築物の設計に係る契約の状況

表 6-1 及び図 6-1 より、平成 23 年度の建築物の設計に係る契約において、「環境配慮型プロポーザル方式を採用している」1.4%と、「環境配慮型プロポーザル方式を求めているが、事業者の提案に基づき採用している場合がある」4.5%と回答した地方公共団体は、合計で全体の 5.9%であり、「今後取り組む予定」は 15.8%、「今後、取り組む予定はない」は 60.7%であった。

図 6-2 より、建築物の設計に係る契約に占める環境配慮契約の割合（契約件数）は、「環境配慮型プロポーザル方式」が全体で 0.4%、「その他の環境配慮契約」51.7%、「環境配慮契約法に基づく取組でない」47.9%となっており、過去 3 年間にわたり殆ど変化していない。

表 6-1. 建築物の設計に係る契約の状況

団体の分類	件数	環境配慮型プロポーザル方式を採用している	環境配慮型プロポーザル方式を求めているが、事業者の提案に基づき採用している場合がある	現在、環境配慮契約に取り組んでいないが今後取り組む予定	今後、環境配慮契約に取り組む予定はない	その他	無回答
全体	1281	18	58	202	778	144	81
	100.0	1.4	4.5	15.8	60.7	11.2	6.3
都道府県・政令市	66	7	4	6	22	23	4
	100.0	10.6	6.1	9.1	33.3	34.8	6.1
区市	637	4	28	76	412	80	37
	100.0	0.6	4.4	11.9	64.7	12.6	5.8
町村	578	7	26	120	344	41	40
	100.0	1.2	4.5	20.8	59.5	7.1	6.9

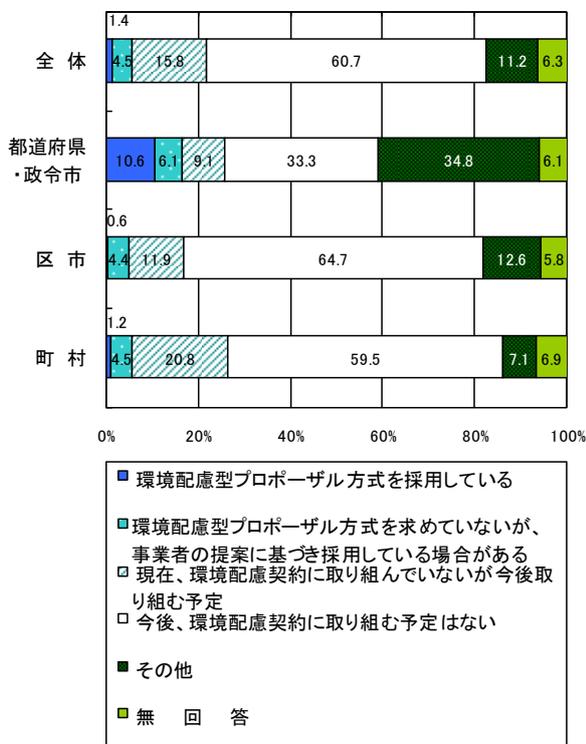


図6-1. 建築物の設計に係る契約の状況

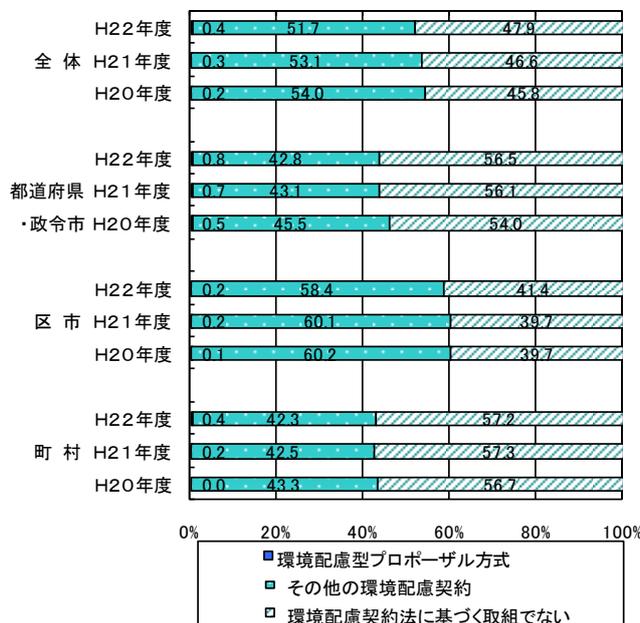


図6-2. 建築物の設計に係る契約に占める環境配慮契約（実績）の割合 [契約件数]

○ 建築物の設計に係る契約における課題

図 6-3 より、建築物の設計に係る契約に取り組む上での課題は、「建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しい」38.3%、「どのような項目を設定したらよいか、わからない」33.3%という回答が全体で多く、次いで「プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい」27.7%、「当面、新しい施設の建築及び大規模な改修の予定がない」26.5%であった。

区市や町村でも、同様の項目に多く回答が寄せられた。一方、都道府県・政令市では、「プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい」27.3%、「どのような項目を設定したらよいか、わからない」25.8%という回答が多かった。より一層の普及を図るため、環境配慮契約の制度解説やプロポーザル方式の導入事例、項目設定、審査体制や工事費用を考慮した説明会の開催などを通じて、地方公共団体の理解を深める施策が必要と考えられる。

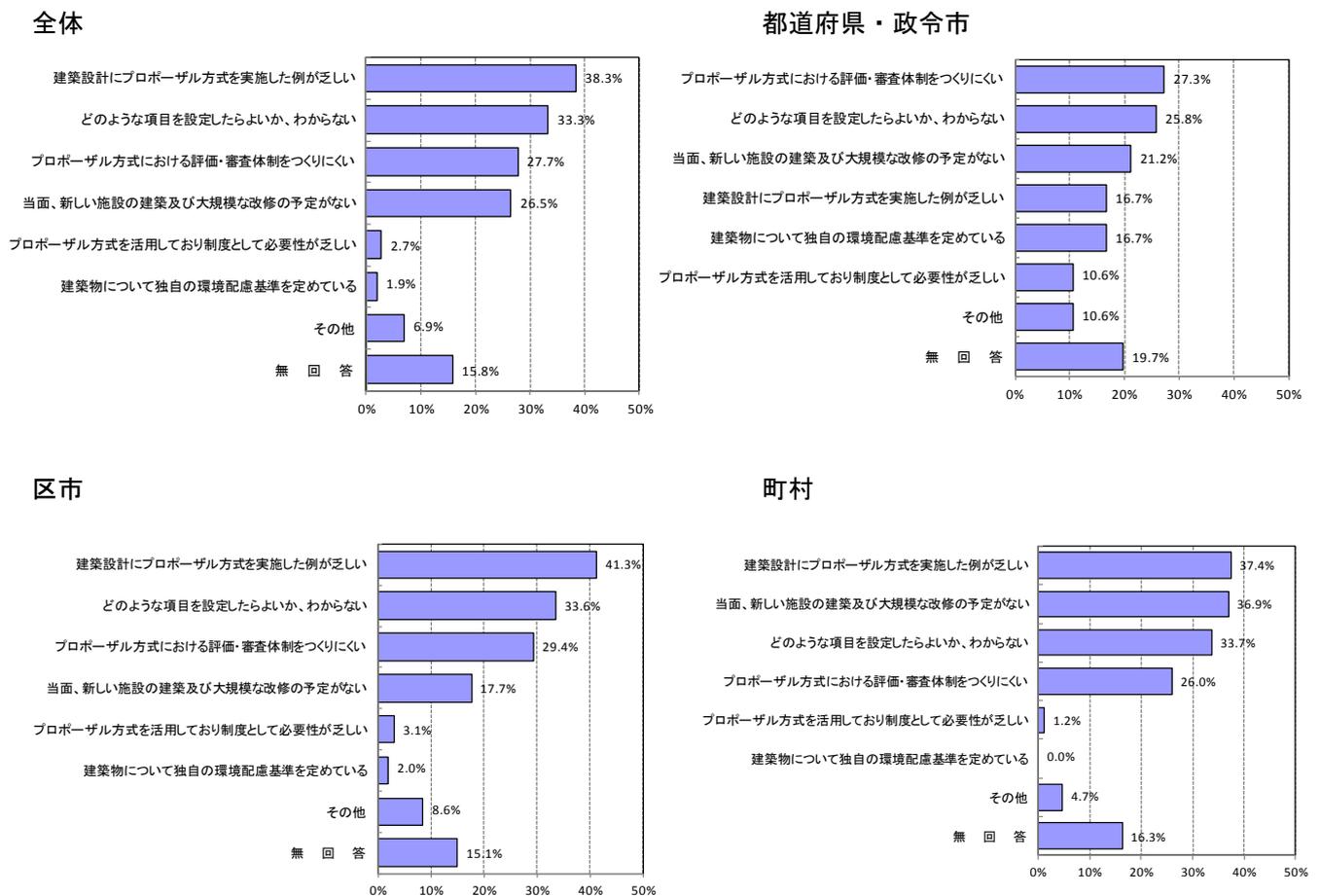


図 6-3. 建築物の設計に係る契約における課題（複数回答）

○ 環境配慮契約に取り組む上での課題

図 7-1 より、環境配慮契約に取り組む上での課題は、「人的余裕がない、担当者の負担増」という回答が 46.3%と最も多く、次いで「組織としての環境配慮契約に対する意識が低い」が 40.9%、「環境配慮契約に関する方針や指針がない」37.5%となっている。中でも、「人的余裕がない、担当者の負担増」という回答は、地方公共団体の分類別比較においても、共通の課題となっている。

また、都道府県・政令市では「各課部局で契約が行われているため、一括した環境配慮契約ができない」、「環境配慮契約を推進した場合の効果が分かりにくい」という回答が多かった。一方、区市及び町村では、「組織としての環境配慮契約に対する意識が低い」や「環境配慮契約に関する方針や指針がない」という回答が多いことから、都道府県・政令市と区市・町村では抱える課題が異なることが伺える。このことから、環境配慮契約法の理解を促すセミナー開催、環境配慮契約の方針や指針策定の具体的な取組方、その他優良事例を提供する研修会の開催などが必要であり、地方公共団体の分類毎に適した内容を構成して、企画・開催することが望ましいと考えられる。

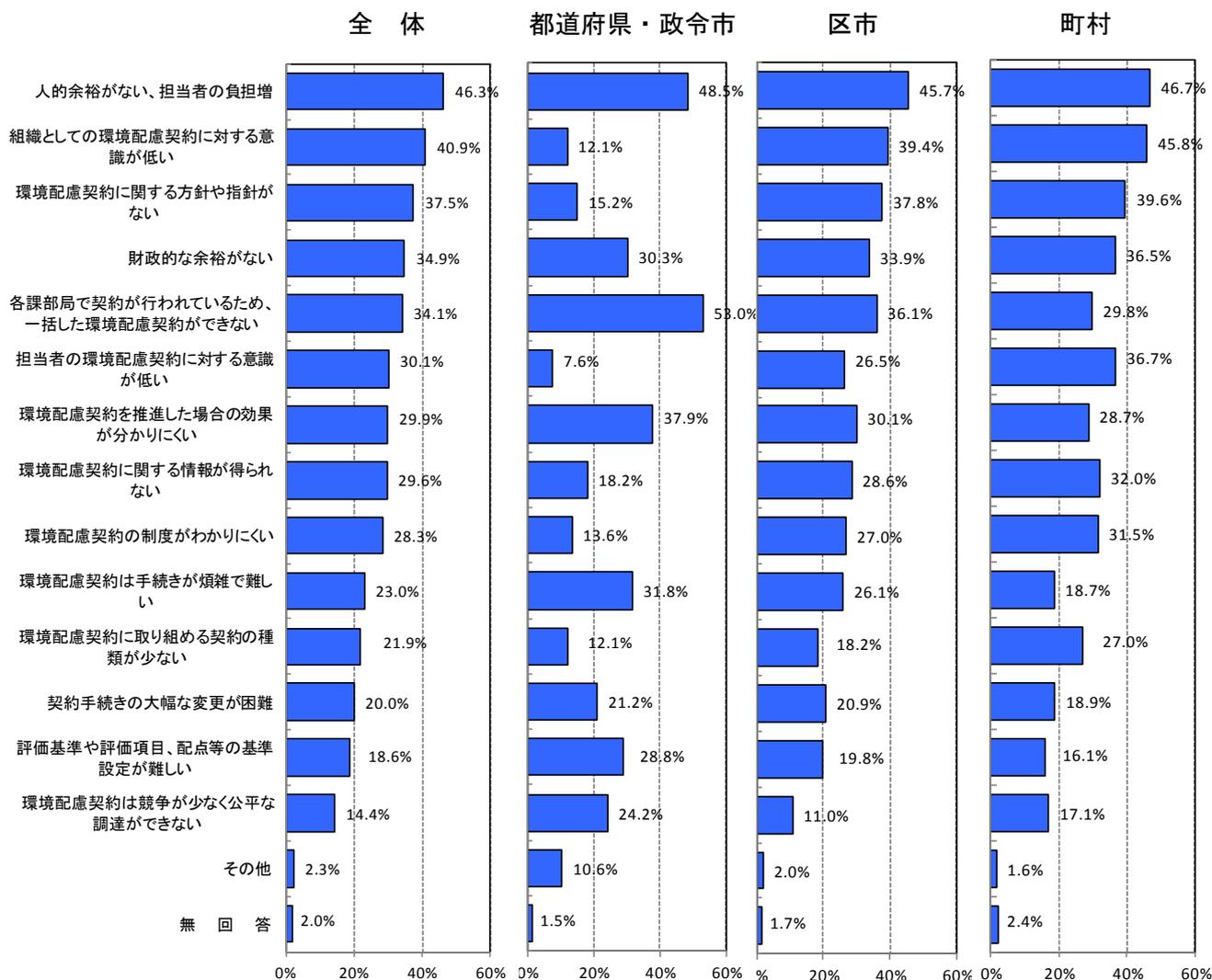


図 7-1. 環境配慮契約に取り組む上での課題（複数回答）

○ 環境配慮契約の効果

図 7-2 より、平成 23 年度において、地方公共団体が環境配慮契約の取組で実感した効果は、「職員の意識啓発効果」2.8%、「企業の環境意識の向上」2.5%となっている。全般にわたり「環境配慮契約による効果を実感する」と回答する割合が 3%未満と低いことから、環境配慮契約に取り組むことのメリットや効果を伝えるためのセミナー開催などを通じて、地方公共団体の理解を深める施策が必要と考えられる。

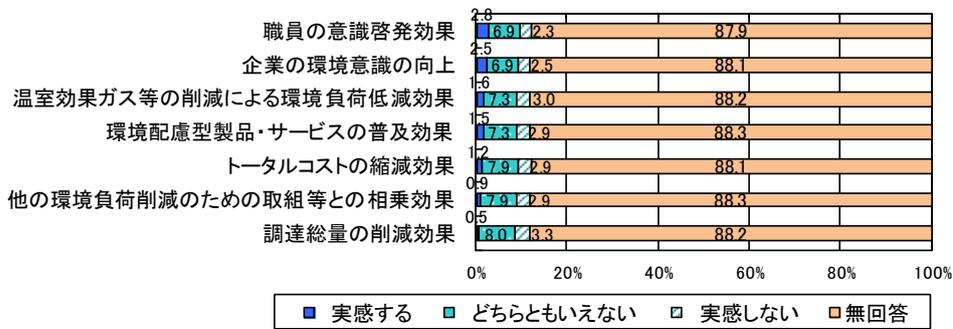


図 7-2. 環境配慮契約の効果（複数回答）

○ 環境配慮契約の進展に向けた取組

図 7-3 より、環境配慮契約の進展に向けて国が進めるべき取組は、「環境配慮契約のメリット、効果に関する整理」という回答が 60.5%と最も多く、次いで「国の基本方針に関する情報提供、他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」51.6%、「環境配慮契約に関する情報提供システム、広報活動の拡充」50.0%となった。

このことから、環境配慮契約法の理解を浸透させるための研修や、方針策定を含む具体的な取組方の提示が必要と考えられる。現在、説明会の開催や、具体的な取組を紹介する取組事例データベースが運用されているが、これらの充実と改善が求められる。また、これらの取組を更に進めるための効果の見える化の推進が期待される。

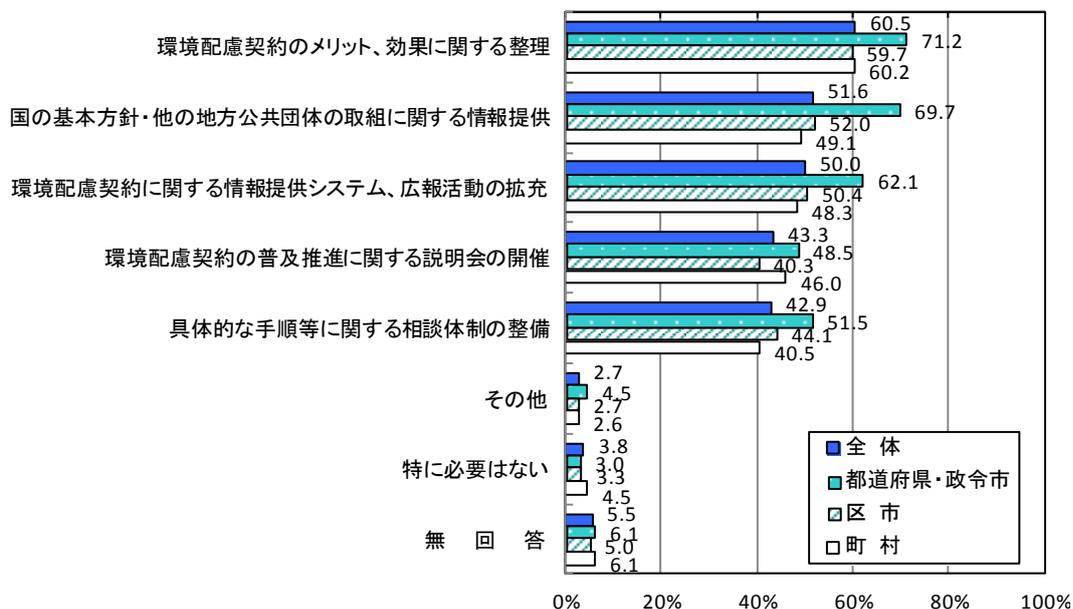


図 7-3. 環境配慮契約の進展に向けて国が進めるべき取組（複数回答）